

# 國學院大學學術情報リポジトリ

東日本大震災におけるコミュニティ復興と神社：  
宮城県気仙沼市の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒崎, 浩行, Kurosaki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000113">https://doi.org/10.57529/00000113</a>

# 東日本大震災におけるコミュニティ復興と神社

## —宮城県気仙沼市の事例から—

黒崎浩行

はじめに

二〇一一（平成二三）年三月一日午後二時四六分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード九・〇の地震は、東北から関東地方にかけての太平洋沿岸に甚大な津波被害をもたらした。またそれにより起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質が広範囲にわたり降り注ぎ、多くの人びとが故郷を離れることを余儀なくされた。

この東日本大震災の発生から四年半が過ぎた。政府は、二〇一五（平成二七）年度までの五年間を「集中復興期間」とし

て、復旧・復興事業のための財政的な援助を行ってきたが、それが終わりつつある。しかし実際には、応急仮設住宅の供与期間が法律上は工事完了から二年三ヶ月以内とされているにもかかわらず、宮城県で二六、八〇〇人<sup>①</sup>、岩手県で一八、三七〇人<sup>②</sup>、福島県で一九、八一八万人<sup>③</sup>が二〇一五年一〇月末の時点でも入居中である。このことひとつをとっても、復旧・復興が完了したとは言えない状況であることは明らかであろう。住宅再建、生活再建が難しいなか、被災地域からの人口流出に歯止めがかからないことも指摘されている<sup>④</sup>。

ここであらためて確認しておきたいのが、次のような災害社

会学の知見である。災害とは地震や津波、台風、火山噴火などの自然現象そのものではなく、それを引き金として人間の社会的・経済的構造の脆弱性が露呈することであり、そこから地域再建・生活再建に向かうレジリアンス（復元⇨回復力）のありかが問われる。<sup>5)</sup>

ならば、このたびの震災におけるコミュニティの復興に、地域の神社はどのように関わっているだろうか。

その問いに答えている調査研究として、東北大学東北アジア研究センターが宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会からの委託を受けて行った「東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査」がある。<sup>6)</sup> その中心メンバーの一人である滝澤克彦は、津波によって壊滅的な被害を受けた宮城県の集落において、早い段階から神輿渡御や獅子舞の行脚などの祭礼が復活していること、また祭礼が復活しなかった事例にも注目し、震災前後の社会空間の認識と祭礼との関わり、村落のレジリアンスにおける祭礼の役割を論じている。<sup>7)</sup>

また、植田今日子は社会学における災禍の儀礼論を振り返りつつ、「災禍の渦中にあつて、今後どこに住むのかも定まらない人びとが展開した祭礼が、どのような実践であつたのかを問い、儀礼的实践が災害そのものをどう左右し、被災者自身の生

活をどう形づくっていくのか」ということに議論の焦点を絞る。そして、東日本大震災における福島県相双地域の相馬野馬追、二〇〇四（平成一六）年一月二三日に発生した中越地震における新潟県山古志村の牛の角突きという二つの事例において、先の見えない「直線的な時間」のなかにあつて、家畜の世話という平常時の営みを伴う「回帰的な時間」の定点を作り出すという祭礼の役割を見出している。

本稿では、以上のような先行研究の知見をふまえて、二〇一三（平成二五）年一月から二〇一五（平成二七）年九月にかけて宮城県気仙沼市で行ってきた共同調査<sup>8)</sup>にもとづき、コミュニティ復興の諸課題とそこでの神社の関わりを、被災当事者による祭礼の齋行のみならず、土地区画整理事業が進むなかでの神社の立地や外部からの支援のネットワーク、境内への慰霊碑建立などの動きも含めて多面的に検討する。この調査は現在も進行中であり、現場の状況も刻々と変化しているため、中間的な報告・考察にとどまることをご容赦願いたい。

また、本調査は地域復興に寄与するための協働を伴うアクション・リサーチを志向していることも付言しておく。こうした方向での学知の運動には、価値判断、調査する側・される側の権力関係、マニュアル化など、さまざまな落とし穴がさま

とうことがつとに指摘されている<sup>10)</sup>。それらの困難についても反省的に自覚しながら進めていく。

### 一、気仙沼市の神社の諸相

#### 概況

気仙沼市は宮城県北部の太平洋岸に面し、北は岩手県陸前高田市と、南は宮城県南三陸町と接している。唐桑半島と大島、リアス海岸、岩手県一関市から気仙沼湾に流れ込む大川をはじめとする河川などが特徴的な地理的条件を形づくり、漁業、養殖業が盛んな地域である。

東日本大震災において沿岸部を津波が襲い、一、三五八人が死亡、一〇七人が関連死、二二〇人が行方不明となった。住宅被災棟数は一五、八一五棟、被災世帯数は九、五〇〇世帯に及ぶ<sup>11)</sup>。二〇一五年九月末現在の人口は六六、九二〇人と、震災前の二〇一〇（平成二二）年一〇月一日の人口七三、四八〇人より約九パーセント減少している<sup>12)</sup>。

三陸リアス海岸の他の地域と同様、多くの人びとが津波を逃れて高台の神社、寺院、教会等の宗教施設に避難し、宗教者も人びとを受け入れて支援に取り組んだ<sup>13)</sup>。

以下では、気仙沼市中心部、松岩地区、唐桑町、本吉町小泉地区のそれぞれについて、そこに鎮座する神社と震災時の状況、コミュニティ復興との関わりを、現地での関係者への聞き取り調査をもとに述べる。

#### 市中心部

紫神社（写真1）は、気仙沼市中心部の南町を見下ろす浜見山の中腹に鎮座する神社であり、同地区に津波が押し寄せたとき、約一五〇人の住民が避難し、境内の紫会館に身を寄せた<sup>14)</sup>。

市の指定避難所ではなかったが、避難した自治会長らを中心にまとまって市に要望を重ねた。その結果、三月三日になって指定避難所として認定され、援助物資が届くようになった。

自治会長らは食料や調理器具、ガスボンベなどの物資を集約し、また各地からの支援を受けて炊き出しを行うなど



写真1 紫神社

避難所運営を行うとともに、隣接する病院や金光教会、指定避難所である小学校との連携、協力を行った。

一〇月三十一日に避難所は閉鎖されたが、その後も復興まちづくりのための拠点として利用されている。二〇一一年一二月にオープンした五一店舗からなる復興商店街「南町紫市場」の計画策定はこゝでなされた。また、ボランティアとして訪れる大學生の宿泊スペースとしても利用されている。

紫神社の宮司は羽黒神社の菅原秀紘宮司が兼務している。菅原宮司は新町の北野神社も兼務しているが、同神社も数名の避難者を受け入れるとともに、気仙沼の状況、とりわけ神社周辺の被災状況を知った人々からの支援物資を多く受け入れる拠点となったという。また菅原宮司は後述する古谷館八幡神社の熊谷正之宮司らとともに、周辺地域が被災した神社を訪ねてまわった。

北野神社は震災前に神楽殿・祖霊社を建立する予定であったが、震災によって建設計画がいったん中断した。しかし支援によって再開できることとなり、二〇一三（平成二五）年九月に竣功した。翌年三月一日には「東日本大震災物故者慰霊祭」を斎行し、氏子総代長はじめ十六人が参列した。

気仙沼市内の神社本庁所属神社で唯一社殿が津波により全壊

したのが、弁天町の一景嶋神社であった。震災後、社殿・鳥居の寄贈や鎮守の森の植樹を受けて再生した。しかし、七〇〇八〇〇戸の住宅があった氏子区域は災害危険区域となり、水産加工場などは再建されるものの住民は元の場所に住めなくなり、盛土された近隣地域に移ることとなっている。

#### 松岩地区

松岩地区の高台に鎮座する古谷館八幡神社（写真2）には、震災発生時、約二〇〇人の住民が避難した。<sup>15</sup> 参集殿、拜殿、宮司宅、境内に張られたテントで約八〇名が一〇日間の避難生活を送った。

同神社では震災の年の秋に祭礼が再開している。すなわち、二〇一一年（平成二三）年一〇月一五日、震災復興祈願祭の斎行と本吉太々法印神楽の奉納<sup>16</sup>、古谷館打囃子の奉納、翌一六日に例祭・神輿渡御が行われた。神輿は津波浸水域を含めて巡幸した。

この祭礼にあたり、熊谷正之宮司は地元紙『三陸新報』に「檄文のような」（宮司談）広告文を寄稿した。「大災害を経験した今こそ、私たちは祭りの本義に立ち帰らなければならぬ。私たちがなすべきこと、それは荒ぶる海と大地の神をなだ



写真2 古谷館八幡神社

め祭ること、そして鎮めること。打ち砕かれ、よごれた浜辺を祓い清めること。鎮守の神々の力に頼り、再びこの土地を固め直すこと。「鎮魂とは離れ行く靈魂を身体に鎮め戻すこと。そして故郷の鎮魂とは、離れていくその土地の精霊を、もとの土地に鎮め戻すことにほかならない」。

この年、同神社には舞殿が落成する予定だった。しかし、津波によりその資材が流失し、建設が中断していた。その後、民間財団からの支援を得て、二〇一四（平成二六）年一〇月に落成した。例祭での本吉太々法印神楽の奉納のほか、同年一月には地元出身の歌手、畠山美由紀のコンサートも行われた。

また、熊谷宮司が関東武士、熊谷氏の末裔であることから、埼玉県熊谷市と気仙沼市との縁をとりもつことにもなった。熊谷市から気仙沼市を訪ねて支援活動を行った熊谷市民が、亡くなった人びとの慰霊と被災した人びとの励

ましとなるよう、熊谷直実の登壇する歌舞伎を気仙沼市で上演することを提案し、熊谷宮司が実行委員会事務局をつとめ、二〇一二（平成二四）年六月二三・二四日に気仙沼市民会館での公演が実現した。

二〇一四（平成二六）年三月一日、神社境内で「東日本大震災慰霊碑」の除幕式が行われた。碑には「汝がねむる この海とともに」という言葉とともに、犠牲者一五四名の氏名が刻まれている。石材店社長の提案からはじまったものだが、たんに津波を記録するための石碑ではなく、遺族がそこで手を合わせることでできる「慰霊碑」を建てること、石材店社長と熊谷宮司との共通了解であったという。しかし、犠牲者の氏名の確認と遺族の同意を得ることは大変な困難を伴った。個人情報保護を理由に自治会長からの協力を得られない場合があり、そのさいには神社の世話人に取りまとめを依頼した。

除幕式当日は実行委員、遺族を中心に約六〇名の参列者があり、宮司の祭詞奏上に続いて碑に刻まれた犠牲者全員の氏名が読み上げられた。碑文について熊谷宮司は、「遺された者が」海に背を向けて生きるわけにはいかない」という思いを込めたと語った。

松岩地区の海岸近くに尾崎神社が鎮座している。明治期に古

谷館八幡神社に合祀されたが、現在でも「別当さん」が管理をし、地域住民が護っている。津波が襲ったとき、同神社の境内に三三人が避難した。境内にまで浸水したが、ロープを張って皆でつかまり、全員助かった。その後、一〇月第四日曜日にお祭りが行われるようになり、助かった人びとを中心に六〇〜七〇人が参列するという。

### 唐桑町

早馬神社が鎮座する唐桑町の宿地区しゆくは、津波により六二世帯中五四軒の家が流され、六名が死亡した<sup>(18)</sup>。住民の多くは旧唐桑小学校跡地応急仮設住宅で暮らしているが、元の場所は災害危険区域に指定されたため住宅を再建できず、高台に移転することとなっている。神社の位置する高台にも津波が押し寄せ、社殿・社務所も浸水し、自動車などが乗り上げたが、建物の流失は免れた。

早馬神社の氏子は主に、漁業および水産加工業を生業としている。梶原忠利宮司は、「唐桑復興支援共同体」の副代表に名を連ね、氏子たちの生業の復興支援に尽力している。ただ、被災後半年は呆然とした状態であったという。しかし毎年一〇月第一日曜日に斎行される神幸祭は例年どおり行われることと

なった。

筆者が訪問したのはそれから二年後の二〇一三（平成二五）年一〇月六日の神幸祭であった。朝九時、唐桑小学校児童ら三十数名による宿打囃子の奉納演奏に続き、「早馬神輿会」メンバー約三十名が担ぐ氏子区域内での神輿渡御が行われた。仮設住宅を回った後、早馬山入口のお旅所で修祓、祝詞奏上、玉串奉奠が行われた。十一時ごろ、港に到着。その間の沿道では、「しめ」と呼ばれるこより状の白い紙が、子どもの無病息災を祈るためとして人びとに配られた。

十二時になると、神輿を漁船に乗せ、合計十二隻からなる船が連なると、御崎沖に向けた船渡御がはじまった。途中、鮪立、小鯖の漁港に寄り、いったん神輿を陸上上げて修祓、祝詞奏上、玉串奉奠が行われた。御崎沖で十二隻の船が三回旋回した（写真3）後、全速力で宿に戻り、港近くの襖場で祭典、そして神社に還御した。

祭典委員会のA委員長によると、一九九〇年代のバブル期を過ぎたころから地域に活気を取り戻すための話し合いが持たれるようになっていたと言い、神幸祭も約一〇年前にそれまでの九月一九日（かつては旧暦、のちに新暦に変更）から、参加しやすい一〇月第一日曜に変えたという。また、神輿の担ぎ手



写真3 御崎沖

は、陸尺ろくしゃくといい、どの家の者が担ぐかが決まっていたが、その継承が難しくなったことから、漁協青年部と神興好きの人々からなる「早馬神興会」を結成して担ぎ手に加わるようになったという。

養殖業を営む漁協青年部部长で「早馬神興会」の会長B氏は、震災後は落ち込んだ状態が続いていたという。しかし、宮司がお祭りを再開すると決めた以上それについていくことにした。神興渡御後の直会（慰労会）はおおいに楽しんだという。加工場の再開も二〇一二（平成二四）年三月に叶った。

宿地区は九・九メートルの防潮堤建設と五メートルのかさ上げが決定している。そして、早馬神社は防潮堤よりも海側に位置することになる。同じく防潮堤の予定地点より海側に位置することになる農地を住民から買い取り、神社の土地とした。宮司は、神社付近に人が住めなくなり、沿岸部の人口減少が避けられな

いなか、多くの人とつながりを持ち、神社を発展させることを目指しているという。

#### 本吉町小泉地区

本吉町小泉地区は津谷川（小泉川）の河口付近を中心とする地域だが、川を深く遡上する最大二〇メートルの津波に襲われ、約七割の家屋が被害を受け、四〇人が死亡した<sup>10</sup>。

小泉地区は「浜区」「町区」「在区」という三地区に分かれ、さらに七つの行政区ごとに「振興会」が結成されている。小泉地区には宮城県の他地域と同様に「契約会」と呼ばれる生活扶助組織が存在していたが、昭和五四年（一九七九）、当時の本吉町長が全町民参加のまちづくりを進めるため全戸加入の自治組織「振興会」を提唱し、現在のように組織化された。

震災後の四月三〇日ごろから、避難所に集まった五〇歳代（一九五〇年代後半～一九六〇年代前半生まれ）の住民を中心に、高台への集団移転の構想が話し合われるようになり、町外からのアドバイザーを得て「小泉地区の明日を考える会」が結成された。この間、振興会は避難所の運営で手いっぱい、地区の将来に向けた話し合いはこの若手集団に任せられたという。二〇一一年一二月に気仙沼市長に「小泉町地区防災集団移転促

進事業申込書」を提出し、二〇一二年五月に国土交通大臣同意を取得した。

小泉地区の町区に鎮座する八幡神社の山内義夫宮司は、毎年九月の例祭齋行をなかばあきらめていたが、「明日を考える会」メンバーに励まされる形で例年どおりの祭典と神輿渡御を再開することになったという。また、例祭にあわせて例年、素人演芸会が開かれていたが、小泉幼稚園・小泉小学校・小泉中学校の生徒・児童の保護者たちからなる「COOL」な親父の会」が運営を名乗り出て、「小泉八幡神社奉納 復興素人演芸会」として再開するようになった。

山内宮司は毎年、小泉小学校の学校行事のひとつ「地域探検会」で講師をつとめ、神社境内で児童たちに小泉の自然に触れさせ、地域の歴史を語って聞かせていた。しかしながら、津波被災により社務所に保管していた神社に伝来する文書等の貴重な資料が流失してしまった。そのため、地域の歴史資料をたどり直し、神社の歴史を語り継ぐことに強い希望を持っている。

## 二、コミュニティ復興の諸課題と神社との関わり

### コミュニティ復興の担い手の再編

津波被災後のコミュニティ復興における課題の第一は、それをだれが担うのかという問題である。行政主導ではなく、被災した住民自身が主体となってこれからの持続可能な地域を構想することができるかが焦点となる。

気仙沼市中心部の紫神社では、避難した人びとを中心に、これからの復興まちづくりが話し合われ、また神社がそのための集会の場となった。そこには震災前からの住民自治組織の存在があるが、神社の施設がそのような話し合いの場として開放されたことの意義も大きい。九月の「かほちゃ祭り」、正月の「どんと祭り」への参加のほか、避難所解散時には社殿の屋根のペンキ塗りを行うなど、神社と住民・氏子との関係も互恵的なものとなっていることがうかがえる。<sup>21)</sup>

唐桑町宿地区では、震災以前からすでに人口減少の進行と地域の活性化が課題となっており、そこに祭礼の担い手の変容も見られた。すなわち、従来からの陸尺に代わる「早馬神輿会」の登場である。漁協青年部と神輿好きの若者からなるこの団体がすでに結成されていたことが、震災後の祭礼の復活につながったと見ることができよう。

一方、本吉町小泉地区では集団移転という課題を中心に五〇歳代を中心とする新しい会議体が結成された。また、幼稚園・

小・中学校の保護者からなるグループも生まれた。そして、いずれも神社祭礼を支える力として関与するようになっていく。

滝澤<sup>23)</sup>が指摘するように、祭礼の再開・持続は村落のレジリアンスと正比例するとか、あるいは前者が後者の条件であるといった議論には留保が必要である。だが、持続あるいは変容する祭礼が、これからの地域づくりの担い手に参加機会を提供する器となっていることは指摘できよう。

#### 外部支援者と被災地域との連携

東日本大震災の被災地域には、災害対策基本法をはじめとする法令にもとづき復旧・復興のための国家予算が投じられているだけでなく、さまざまな民間団体や個人による自発的な支援が寄せられている。もちろんそのなかには宗教団体、宗教者も含まれる<sup>24)</sup>。こうした外部からの支援者と被災地域とがいかに良好な関係をつむいでいくかということも、震災復興における課題となっている<sup>25)</sup>。

この点に関して気仙沼市の事例から得られる知見としては、神職が外部支援者と地域とをつなぐ橋渡し役あるいはコーディネーターとして関与しているということである。神社に届けられた支援物資を配ったり、他地域の支援者と気仙沼の人びとと

の交流の機会を橋渡しするといった事例がこれをあらわしている。そこには、神社本庁や神道青年全国協議会に代表されるような神職の全国的なネットワークだけでなく、地域社会から寄せられる神職への信頼の篤さや、神社および神職家が地域の歴史と密接に関わる文化資源としての価値を有していることも要因として見出すことができよう。

#### 自然との共存に向けた役割期待

復興公共事業に関して、巨大防潮堤の問題がとくに指摘されている。岩手県から福島県にかけての沿岸部に、国が約一兆円をかけて総延長四〇〇キロメートルにおよぶ防潮堤を建設する事業が進められている。専門家から環境や生業への影響が指摘され、また地域住民の合意が十分になされていないのではないかと疑問が呈されている。

社会学者の小熊英二は、一九六一年の災害対策基本法制定を嚆矢とする政府の災害復興スキームが、被災者個人ではなく地方公共団体を対象とし、堤防やダム建設をはじめとする公共工事中心であったこと、その後そのスキームが行政の縦割り構造のなかで多元化、硬直化していったことを指摘し、その弊害が巨大防潮堤など今日の災害復旧事業にもあらわれていることを

論じている。<sup>(25)</sup>

こうした従来からの復興のあり方にかわって、防災・減災計画や沿岸の土地利用が自然環境と調和しつつ将来にわたって持続可能であることを目指した話し合いのもたれるような公共空間の形成が、この問題に関心を寄せる研究者によって提唱されはじめている。<sup>(26)</sup>

二〇一五年三月一日から一八日にかけて宮城県仙台市で開催された国連防災世界会議では、本体会議と並行して、民間団体・市民らによるパブリック・フォーラムが多数開催された。そのなかのひとつに、東北大学大学院生命科学研究所生態適応センターが主催したフォーラム「沿岸生態系を活用した防災と減災・Eco-DRRの主流化と課題」があった。これは、世界的に認識が進みつつある「生態系を基盤とした防災・減災」の考え方や実際の取り組みに学びつつ、それが日本の復興事業で採用されないという現状のシステム要因を探り、また仙台市蒲生地区での高校生による沿岸復旧の代替案提出や、気仙沼市本吉町での「子ども小泉学」といった実践事例を紹介するということだった。<sup>(27)</sup>

このような、住民参加型でありつつ、自然と共存した持続可能な防災・減災への探求においては、自然の脅威に向きあい、

自然の恵みを受けてきた人びとの信仰にも焦点が当てられている。<sup>(28)</sup>

東日本大震災のみならずこれまで災害を蒙った多くの地域に支援を行ってきた大阪府岸和田市・土生神社の阪井健二宮司は、「自然に感謝し共に生きる神道のこころ」を強調し、岩手県釜石市で出会った漁師が絵馬に「感謝・健康へ・自然の恵みへ・それでも海へ」と記したエピソードを紹介している。<sup>(29)</sup>

古谷館八幡神社に建立された慰霊碑の文言「汝がねむるこの海とともに」は、神社がそのような自然と向きあう信仰を保持する存在であることをあらためて確認させてくれる。

すでに震災前からも進行していた第一次産業の衰微と地方における人口減少のなかで、前述のように神社祭礼の担い手の再編もみられるなか、神社が自然との関わりとそのなかでの信仰に触れる機会をどのように創出しようかが課題となるだろう。

### 結びにかえて

本稿では、東日本大震災におけるコミュニティの復興に神社はどのように関わっているかという問いのもと、宮城県気仙沼市での事例を紹介し、そこから、コミュニティ復興の担い手の

再編、外部支援者と地域との連携、自然との共存に向けた役割期待という三点を抽出することを試みた。

冒頭に述べたように本稿は現在進めている調査研究の途上で記したものであり、今後さらに協働のなかで模索していくべき課題を多く含んでいる。

本稿で提示した知見は他の地域と共通する課題や解決策へとつなげていくこともできるのではないかと考えている。ただしそのさいには、菅豊が指摘するように、安易な「規範化」・「マニユアル化」<sup>30)</sup>を避けなければならない。

また、今後の協働にさいしても「過剰な価値構築」<sup>31)</sup>の功罪に向きあわなければならないだろう。現場での丁寧な対話を重ねながら克服していく必要がある。

いずれにせよ、産業構造の変動や人口減少といった不可逆的に進行する状況変化のなかで、どのように復興へのビジョンや足がかりを得るのか、それに宗教文化はどのように寄与するのかが問われていることは確かである。

本稿は、二〇一三～二〇一七年度科学研究費補助金基盤研究(B)「東日本大震災におけるコミュニティ復興のアクションリサーチ」(研究代表者 渥美公秀大阪大学教授、課題番号二五

二八二二一九)による成果の一部である。調査は稲場圭信(大阪大学)と共同で行い、秋野淳一氏(國學院大學)、川端亮氏(大阪大学)、大久保将貴氏(大阪大学)、平松誠氏(大阪大学)、池田奈津江氏(弥生神社)らの協力を得た。

#### 注

- (1) 宮城県保健福祉部震災援護室「応急仮設住宅(プレハブ住宅)供与及び入居状況(平成二十七年一月三十一日現在)」。http://www.pref-miyagi.jp/uploaded/attachment/331882.pdf(二〇一五年一月一日アクセス)
- (2) 岩手県復興局生活再建課「応急仮設住宅(建設分)供与及び入居状況(平成二十七年一月三十一日現在)」。http://www.pref.iwate.jp/dbps\_data/material/files/000/000/023/870/271031kasetu.pdf(二〇一五年一月一日アクセス)
- (3) 福島県災害対策本部(土木部)「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)平成二十七年一月三十一日現在」。http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/ife/169476\_369695\_misc.pdf(二〇一五年一月一日アクセス)
- (4) 「被災地、止まらぬ人口流出 39自治体で9万2千人」『朝日新聞』二〇一五年三月九日。
- (5) 浦野正樹「災害研究のアクチュアリティ―災害の脆弱性/復元/回復力パラダイムを軸として」『環境社会学研究』一六号、二〇一〇年、六一―八頁。
- (6) 高倉浩樹・滝澤克彦・政岡伸洋編『東日本大震災に伴う被災した民俗

- 文化財調査2011年度報告集」東北大学東北アジア研究センター、二〇一二年。高倉浩樹・滝澤克彦編『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査2012年度報告集』東北大学東北アジア研究センター、二〇一三年。
- (7) 滝澤克彦「祭祀の持続と村落のレジリエンス：東日本大震災をめぐる宗教社会学的試論」『宗教と社会』一九九号、二〇一三年、一一五—一二九頁。
- (8) 植田今日子「なぜ大災害の非常事態下で祭祀は遂行されるのか 東日本大震災後の「相馬野馬追」と中越地震後の「牛の角突き」」『社会学年報』(東北社会学会) 四二号、二〇一三年、四三—六〇頁。
- (9) 二〇一三—二〇一七年度科学研究費補助金基盤研究(B)「東日本大震災におけるコミュニティ復興のアクションリサーチ」(研究代表者 渥美公秀大阪大学教授、課題番号二五二八二一九)。
- (10) 菅豊「新しい野の学問」の時代へ—知識生産と社会実践をつなぐために」岩波書店、二〇一三年、二二六—二二九頁。
- (11) 気仙沼市総務部危機管理課「気仙沼市の被害状況 平成二十七年九月三〇日現在」<http://www.city.kesennuma.lg.jp/www/contents/1300452011135/index.html> (二〇一五年一月四日アクセス)
- (12) 気仙沼市震災復興・企画部震災復興・企画課統計係「気仙沼市の人口と世帯数(平成二十七年九月末現在、住民登録人口)」<http://www.city.kesennuma.lg.jp/www/contents/1146185553319/index.html> (二〇一五年一月四日アクセス)
- (13) 気仙沼市・青龍寺(曹洞宗)での事例について以下に触れられている。稲場圭信「宗教者の支援活動調査」稲場圭信・黒崎浩行編『震災復興と宗教』(叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 第四巻) 明石書店、二〇一三年、一八九—一九四頁。
- (14) 南町1区2区3区自治会「311 東日本大震災 紫雲館避難所」南町1区2区3区自治会、二〇一一年。
- (15) 古谷館八幡神社『東日本大震災 古谷館八幡神社記念誌…祈り』古谷館八幡神社、二〇一五年。
- (16) 本吉太々法印神楽保存会編『本吉太々法印神楽』本吉太々法印神楽保存会、二〇〇四年。
- (17) 古谷館八幡神社前掲書、四四—四五頁。
- (18) 東北学院大学トポリアプロジェクト編『更地の向こう側…解散する集落「宿」の記憶地図』かもがわ出版、二〇一三年、一二頁。
- (19) 小泉地区の明日を考える会「3」からの挑戦 大好きな小泉を子どもたちへ継ぐために—集団移転は未来への贈り物」小泉地区の明日を考える会、二〇一三年、一〇一—一〇六頁。
- (20) 東洋大学民俗研究会「小泉の民俗—宮城県本吉郡本吉町小泉村」東洋大学民俗研究会、一九八二年。
- (21) 「宗教と社会の互恵性」という視点については、以下を参照。板井正斉「復興支援における共存と祭祀行事のかかわり—「山田のご縁プロジェクト」の取組みから」國學院大學研究開発推進センター編、古沢広祐責任編集『共存学2 災害後の人と文化 ゆらぐ世界』弘文堂、二〇一四年、八五—八六頁。
- (22) 滝澤前掲論文、二二六—二二七頁。
- (23) 稲場・黒崎編前掲書参照。
- (24) 板井前掲論文参照。
- (25) 小熊英二「ゴーストタウンから死者は出ない—日本の災害復興における経路依存」小熊英二・赤坂憲雄編著『ゴーストタウンから死者は出ない—東北復興の経路依存』人文書院、二〇一五年、二一—八一頁。法制度上の困難を乗り越えるための「条例による上書き」の提案については、高橋信行「震災復興と行政法理論—「上書き条例」の活用に関する試論」『自治研究』九〇巻五号、二〇一四年五月、三〇—五八頁、参照。
- (26) 谷下雅義「豊かな海辺環境をつくるために—防潮堤問題から見えてき

- (27) たこと」小熊・赤坂編前掲書、一〇一―一二五頁。  
稲場圭信・黒崎浩行「(国際会議報告) 第3回国連防災世界会議における宗教」『宗教と社会貢献』五巻二号、二〇一五年一〇月、七三―九四頁。 <http://hdl.handle.net/11094/53823>
- (28) 谷下前掲論文。千葉「「海浜のあわい―巨大防潮堤建設に反対する個人的理由(防潮堤を考える)」『震災学』四号、二〇一四年、一三五―一四三頁。
- (29) 阪井健二「災害救援・復興支援から考える神道の力」『神社本庁総合研究所紀要』二〇号、二〇一五年、一三四頁。
- (30) 菅前掲書、二三五頁。
- (31) 菅前掲書、二二七頁。